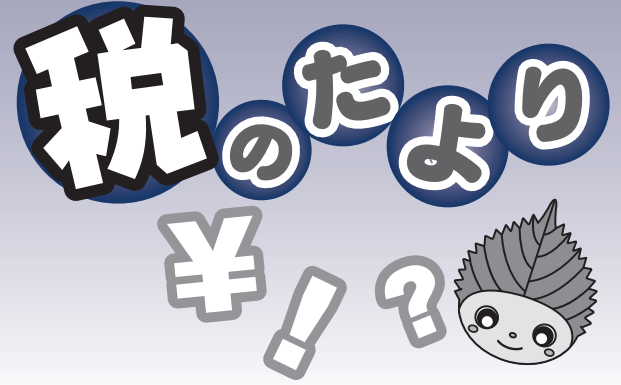


分かりづらい税金の疑問もすっきり解決!



軽自動車の廃車・譲渡などの手続きをお忘れなく

軽自動車(原付、自動二輪、軽二輪、軽四輪、小型特殊)税種別割は、毎年4月1日現在の所有者にかかります。お持ちの軽自動車を売却・廃車したとき、または住所等の変更があったときは、必ず次の届出場所での必要な手続きを行ってください。手続きを行わないと軽自動車税種別割が課税されたり、お手元に納税通知書等が届かないなどトラブルの原因となります。なお、これらの手続きを業者など他の方に依頼した場合、確実にこなされているかどうかを確認してください。

軽自動車の異動(取得・廃車・譲渡)届出先

種別	届出場所
原動機付自転車 (125cc以下) 小型特殊自動車	役場 税務課 ※届出者の本人確認ができるもの(マイナンバーカード・免許証等)が必要です。
軽四輪	軽自動車検査協会愛知主管事務所 名古屋市港区いろは町2丁目56番1 ☎050(3816)1770 🌐https://www.keikenkyo.or.jp
軽二輪(125cc超) 自動二輪(250cc超)	中部運輸局愛知運輸支局 名古屋市中区北江町1丁目1番地の2 ☎050(5540)2046 🌐https://www.tb.mlit.go.jp/chubu/aichi/

注意 売却・譲渡・盗難等で現在所有していなくても、手続きをしないと登録された状態のままとなり、課税の対象となります。

問合せ先 役場 税務課
内線175・176

軽自動車検査協会からのお願い 軽自動車の名義変更・ 廃車の届出について

毎年3月は軽自動車税(種別割)申告等の関係から、軽自動車の名義変更、廃車の届出が集中し、窓口が大変混雑します。

このため、名義変更および廃車の届出は3月中旬頃までに済ませるようお願いいたします。

新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、マスクの着用、手指のアルコール消毒、適切な距離を保ち3密の回避に努めるようご協力ください。

名義変更、廃車等の手続きについては、軽自動車検査協会のホームページでご覧いただけます。届出手続き等のお問合せは軽自動車検査協会愛知主管事務所までお願いします。

問合せ先 軽自動車検査協会
愛知主管事務所
☎050(3816)1770

個人事業者の方の所得税・ 消費税確定申告相談

商工会では、個人事業者の方を対象に、所得税・消費税確定申告の個別相談会を次の日程で

開催します。

申告期限間近になりますと大変混み合いますので、できるだけ早い機会にご相談ください。

また、記帳でお悩みの方、新しく記帳を始める方、記帳について相談をしたい方、白色申告の方もお気軽にご相談ください。アパートや駐車場などの不動産貸付を営み、記帳でお悩みの方もこの機会にご相談ください。

とき 3月2日(木)・8日(水)・14日(火)午前9時30分～午後3時

ところ 商工会館 2階 講習会 研修室

問合せ先 商工会
☎(442)4511

町税はスマートフォン決済で!

町税(町県民税(普通徴収)・固定資産税・軽自動車税(種別割)・国民健康保険税)は、スマートフォン決済でも納付ができます。詳しい利用方法や注意事項は町ホームページをご覧ください。

○利用できるスマートフォン
決済アプリ

LINEPay・PayPay・PayB
auPAY・FamiPay



町ホームページ

問合せ先 役場 収納課 内線120